

教育相談の今日的意義，課題と展開

大井 雄平

An Overview of Today's Educational Counseling: Significance,
Issues, and Approaches

OI Yuhei

2022年11月7日受理

抄 録

社会の変化を踏まえた教育活動の展開が求められる昨今において、学校における教育相談の重要性が一層高まっている。教育相談のさらなる充実に向けた検討が重ねられている一方で、十分な理解に基づいた教育相談の実践は必ずしも行われていない現状が推察される。そこで本稿では、学校におけるこれからの教育相談にあたっての一資料として、教育相談の基本事項を概観し、教育相談の今日的意義を確認することとした。文部科学省による資料を中心に関連する文献を参照しながら、はじめに教育相談の対象者や実施者、生徒指導との関係等の位置づけを確認した。次いで、不登校や発達障害、新しく注目される課題を取り上げて、教育上の課題の全体像を示すとともに、教育相談の利点について言及した。最後に、教育相談の機能と展開に関する要点整理を行うことをもって、教育相談の今日的意義の確認とさらなる充実に向けた整理とした。

キーワード：生徒指導 特別活動 特別支援教育 学校カウンセリング チーム学校

はじめに

社会構造の急激な変化を背景とした、学校教育における課題の多様化と複雑化が久しく指摘されてきた。いじめや不登校、児童虐待をはじめとする児童生徒や家庭の抱える問題は、かねて学校や教員が対応を求められてきた教育上の課題であり、今なお学校教育における重点的な課題であり続けている。さらに近年においては、そうした教育上の課題の範囲は拡大を示しており、価値観の多様化や社会的な期待の高まりも受けながら、学校や教員は児童生徒一人一人の問題や課題に細やかに対応することを強く求められている。

社会の変化を踏まえた教育活動の展開が求められる昨今において、学校における教

育相談の重要性が一層高まっている。平成 29 年には「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」が取りまとめられ（教育相談等に関する調査研究協力者会議，2017），教育相談体制の充実に向けた施策が講じられたが，令和に時代が変わってからも，不登校に関する調査研究協力者会議の設置と取りまとめ（不登校に関する調査研究協力者会議，2022）や生徒指導提要の改訂（文部科学省，2022a）をはじめとして，教育相談のさらなる充実に向けた検討が重ねられている。その一方で，教育相談の位置づけや内容，そして重要性の認識には，学校や教員において個人差があり，十分な理解に基づいた実践は必ずしも行われていない現状にあることが推察される（笠井，2015）。

本稿では，学校におけるこれからの教育相談にあたっての一資料として，教育相談の基本事項を概観し，教育相談の今日的意義を確認する。以下の各節では，教育相談の位置づけや対応すべき教育上の課題，学校における展開を中心に，関連する事項を簡単に整理する。

教育相談とは

教育相談と聞くと，学校生活での悩みや明らかな問題を抱えている児童生徒が相談室などの特別な場所に訪れ，1対1で個別に，特にスクールカウンセラー等の専門家と面談する場面を思い浮かべるかもしれない。これも教育相談に含まれる一場面ではあるが，そのすべてを表すものではない。

平成 20 年告示の中学校学習指導要領解説特別活動編が示すところによると，学校における教育相談とは，「一人一人の生徒の教育上の問題について，本人又はその親などに，その望ましい在り方を助言すること」である（文部科学省，2008）。また，これに続けて，「その方法としては，1対1の相談活動に限定することなく，すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ，あらゆる教育活動の実践の中に生かし，教育相談的な配慮をすることが大切である」と述べられている。よって，教育相談とは，児童生徒が直面している問題を教室の外で専門家が解決へと導くことに限らず，児童生徒の将来の社会的な自己実現に向けて働きかけることを目的に（文部科学省，2022a），その保護者を含めたすべての児童生徒を対象として，学校のあらゆる教育場面で，特に教員が主体となって行う教育活動と理解される。

現行の中学校学習指導要領においては，教育相談に関する言及は，「学校生活への適応や人間関係の形成，進路の選択などについては，主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと，個々の生徒の多様な実態を踏まえ，一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと」としてなされている（文部科学省，2017a）。中学校学習指導要領解説特別活動編を参照すると，ガイダンスは「生徒のよりよい適応や成長，人間関係の形成，進路等の選択等に関わる，主に集団の場面で行われる案内や説明」であり，学校におけるカウンセリングは「生徒一人一人の生き方や進路，学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め，自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり，

適切な情報を提供したりしながら、生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動」、特別活動におけるカウンセリングは「専門家に委ねることや面接や面談を特別活動の時間の中で行うことではなく、教師が日頃行う意図的な対話や言葉掛け」と説明されている（文部科学省，2017b）。なお、こうした学習指導要領における教育相談に関する言及は、小学校学習指導要領にも平成29年の改訂において見られるようになり（文部科学省，2017c）、このことから昨今における教育相談の重要性の高まりを見てとることができる。

教育相談の指すところを理解するにあたっては、それが生徒指導と密接な関係にあることも押さえておく必要がある。生徒指導と教育相談の相互関係については議論があるが、生徒指導提要では両者の違いについて、「教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところ」にあるとし、教育相談を生徒指導の一環に位置づけ、その中心的役割を担うものとしている（文部科学省，2010）。したがって、教育相談は児童生徒との個別性を強く有する教育活動と言えるが、実際の取り組みにおいては、生徒指導と教育相談の役割を明確に分けるのではなく、両活動が一体となって機能することが重要となる。

教育上の課題と教育相談の意義

教育相談はすべての児童生徒を対象とするものであるが、対応が求められる教育上の課題も広範で多岐にわたる。例えば、いじめや不登校、非行、児童虐待から、障害による特別な配慮や支援、自殺、家庭の貧困や保護者のメンタルヘルスマで、実に多様な課題があり、いずれも児童生徒への深刻な影響を及ぼすことが懸念されるものである。児童生徒が抱える問題や課題は、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加、少子化や地域コミュニティの衰退を含む社会構造の変化、価値観の多様化、そして予測困難な社会情勢を背景に、近年ますます多様かつ複雑になってきていることが指摘されている（文部科学省，2022a）。そうした教育上の課題に個別かつ柔軟に応じる教育相談は、今日の学校教育において重要な位置づけにあると言える。

様々な教育上の課題の中でも、不登校は古くて今なお重点的な対応が求められる課題の一つである。かつて「学校恐怖症」、「登校拒否」、そして「学校ぎらい」として扱われてきた不登校は（貝川，2019）、現在は文部科学省により、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている（文部科学省，2022a）。不登校の実態に関しては継続して調査が行われており、最新の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、小・中学校において不登校の状態にある児童生徒の割合は2.57%で、その人数は前年度比で24.9%増、9年連続の増加で過去最多となっている（文部科学省，2022b）。不登校は複合的な要因により生じ

ており、誰にでも起こりうるものと認識されてきたが（学校不適応対策調査研究協力者会議，1992），不登校の児童生徒数は小学校から学年が上がるにつれて増加し，特に小学6年生から中学1年生にかけて大きく増加することから，環境の変化やその相互作用が一因であることは確かであるだろう。同時に，小学校段階での不登校増加も目立っており，不登校の低年齢化に対する懸念も強まっている（文部科学省，2022b）。

近年では，通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒も重要な教育相談の対象として認識されている。発達障害とは，自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性障害，学習障害を含む一群のことであり，特に学校教育においては，知的発達に遅れはないものの，学習面や行動面で著しい困難を示す状態を指す場合が多い。発達障害のある児童生徒は特別支援教育の中核的な対象であるが，特に自閉症スペクトラム障害を中心に，対人関係に関わる問題や情緒面の不安定さを呈しやすく，教育相談的な対応が求められる場合が少なくない。発達障害を有する児童生徒は不登校（鈴木ら，2017）やいじめ被害（谷口，2013）を経験しやすいことも指摘されている。

新たに発生した，あるいは急速に認識が進んだ問題も教育相談の対象となりうる。例えば，2020年から現在に至るまで，新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は学校教育に多大な影響を及ぼしている。特に，新型コロナウイルス感染症に伴う学校の長期休業は児童生徒の不安やストレス，家庭環境の変化をもたらし，不登校や自殺，児童虐待を増加させる等の問題が懸念されたことから，教育活動の再開にあたり，関連する教育相談の実施が求められることとなった（文部科学省，2020a）。その他にも，性同一性障害をはじめとする性的マイノリティ（文部科学省，2010b；文部科学省，2015）やヤングケアラー（文部科学省，2020b），宗教に関する家庭の問題（文部科学省，2022c）も教育相談の対象として示されている。

こうした教育上の課題に対して，学校における教育相談にはいくつかの利点がある。生徒指導提要の記述に即すと，第一の利点は，早期発見・早期対応が可能となることである（文部科学省，2010a）。不登校や発達障害をはじめとして，教育相談が対応する課題の予後には早期発見・早期対応が重要となるが，児童生徒に日頃から接する教員はその兆候にいち早く気づき，問題の深刻化を防ぐことを可能とする。同様に，新しい課題に柔軟に対応できる点も利点と言えるだろう。また，学校にはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを含む様々な立場の教職員がおり，援助資源が豊富な場と言え，学校内外の連携もしやすい（文部科学省，2010a）。後述するように，教育上の課題への対応は，教員一人が抱えるのではなく，学校がチームとして行うことが基本であり重要となる。

教育相談の機能と展開

教育相談は学校における基盤として機能することが期待されるが，その機能は問題解決的教育相談，予防的教育相談，開発的教育相談の3つを偏りなく重視することとされてきた（日本学校教育相談学会刊行図書編集委員会，2006）。

問題解決的教育相談は、いじめ、不登校、非行などの明らかな問題を抱える児童生徒への指導や援助のことを指す。生徒指導提要（文部科学省，2010a）によると、児童生徒の問題には、(1) 発見しにくい問題（例えば、いじめ）、(2) なぜそのような問題が生じるのか理解しにくい問題（例えば、不登校）、(3) 原因や背景もある程度は推測できるが解決が困難な問題（例えば、家庭の問題）があり、これらいずれの問題も想定しながら、教育相談を進めていく必要がある。

従来の教育相談では、発生した問題の事後対応に重点が置かれ、問題解決的教育相談は最もわかりやすい形の教育相談であった。しかしながら、教育相談はすべての児童生徒に行われるものであり、問題が顕在化している児童生徒だけではなく、その兆候が見られるが表面化はしていない児童生徒、表面上は問題なく良好に過ごしている児童生徒を対象とする。予防的教育相談は、断続的な欠席など、問題の兆候を示し始めた児童生徒を主な対象として、予防的に行う指導や援助のことであり、早期発見・早期対応を図るものである。そして、開発的教育相談は、一人一人の児童生徒が個性を伸ばし、社会性を育み、自己実現できるようになることを目的に、すべての児童生徒を対象としてあらゆる教育活動を通して行われるものである。2022年に示された生徒指導提要改訂版（文部科学省，2022a）においては、上記の3機能に関して、時間軸・課題性・対象に基づく2軸3類4層として構造的に示されているので参照されたい。

教育相談の展開にあたっては、生徒指導と一体になりながら、学校全体がチームとして機能することが重要となる。すなわち、校長の指揮監督のもと、担任教諭と他の教職員（教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーなど）が校内チームを組み、役割分担と状況共有をしながら、教育相談を展開していくこととなる。特に、教育相談コーディネーターはチームの要として、また、外部機関との連携においても重要な役割を果たすこととなる。したがって、教育相談コーディネーターが十分に機能する体制づくりが重要となる（文部科学省，2022a）。

学校における教育相談はすべての教職員が行うことから、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター等の専門性を有する者だけではなく、児童生徒に関わる教員一人一人に、それにふさわしい資質や態度、知識や技能が求められる。特に、日頃から児童生徒に関わる担任教諭においては、児童生徒の声を受容・傾聴し、その立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が必要で、カウンセリングマインドを持つことが重要となる。また、独善的に指導や援助を行おうとするのではなく、アセスメントに基づいて行おうとする態度を基本とするべきで、さらに生物・心理・社会モデル（Engel, 1977）に基づいて児童生徒の実態を理解できることが望ましい。このような教育相談に関わる資質や態度、知識や技能を高めるためには、教員研修の充実や日頃の教職員間コミュニケーションが重要となる。また、教職員自身の身体や心を健康に保つ体制づくりも、充実した教育相談の土台として必要だろう。

おわりに

本稿では、特に文部科学省による資料を中心に参照しながら、教育相談に関する基本事項を概観してきた。これにより、教育相談の持つ今日的意義を確認することとなったが、教育相談の適切な実施には、実際的な課題が様々に残されている。いじめや自殺等の悲劇的な事態が生じた際にしばしば問題視される、学校と教育委員会、児童相談所等の関連機関との連携の不十分さもその一つであるだろう。社会の変化とともに、大きく揺れ動きながら成長するすべての児童生徒を支えるために、教育相談は今日の学校教育の基盤として重要な意義を持っており、その充実を今後も求めていく必要がある。

引用文献

- Engel, G. L. (1977). The need for a new medical model: A challenge for biomedicine. *Science*, 196, 129-136.
- 不登校に関する調査研究協力者会議 (2022). 不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～ 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_jidou02-000023324-03.pdf (2022年11月4日)
- 学校不適応対策調査研究協力者会議 (1992). 登校拒否（不登校）問題について－児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して－ 文部省初等中等教育局
- 貝川 直子 (2019). 不登校への対応と予防 谷口 篤・丸山 真名美 (編) 学校で役立つ教育相談 (pp. 106-122) 八千代出版
- 笠井 孝久 (2015). 教育相談に対して教師が直面する困難 千葉大学教育学部研究紀要, 63, 187-197
- 教育相談等に関する調査研究協力者会議 (2017). 児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～ (報告) 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2008). 中学校学習指導要領解説特別活動編 ぎょうせい
- 文部科学省 (2010a). 生徒指導提要 教育図書
- 文部科学省 (2010b). 児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について (通知) 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1348938.htm (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2015). 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2017a). 中学校学習指導要領 東山書房
- 文部科学省 (2017b). 中学校学習指導要領解説特別活動編 東山書房
- 文部科学省 (2017c). 小学校学習指導要領 東洋館出版社

- 文部科学省 (2020a). 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について (通知) 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_syoto01-000007788_7.pdf (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2020b). 児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20210119-mxt_kouhou02-1.pdf (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2022a). 生徒指導提要 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699_001.pdf (2023年1月10日)
- 文部科学省 (2022b). 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について 文部科学省 Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf (2022年11月4日)
- 文部科学省 (2022c). 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について (通知) 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/000998855.pdf> (2022年11月4日)
- 日本学校教育相談学会刊行図書編集委員会(編著)(2006). 学校教育相談学ハンドブック ほんの森出版
- 鈴木 菜生・岡山 亜貴恵・大日向 純子・佐々木 彰・松本 直也・黒田 真実... 東 寛(2017). 不登校と発達障害：不登校児の背景と転帰に関する検討 脳と発達, 49, 255-259.
- 谷口 清 (2013). 学齢期におけるいじめ・対人トラブルと発達障害－教育相談事例から－ 自閉症スペクトラム研究, 10, 19-27.

